質問及び回答

令和元年7月3日公表

	<u>, </u>	
	質問	回答
1	敷地内に新たに建造物を建てることは出来ますか。	市と協議の上、地区計画等必要な手続きを行なって頂ければ、新規で建築は出来ます。
2	学校までの道路は大型バスが通行可能ですか。	北西側、幅員約10mの市道は市バス(定員40人程度)の通行実績があります。道路使用許可等、手続きの必要の有無は木更津警察署交通課にご相談下さい。
3	提案内容に関して、将来的な建物の用途変更や、施設の規模の拡張 (例えば、 提案の時点では利用しないとしていた建物や教室を新たに利用すること、提案 の時点では想定していなかった仮設建築物や建築物を新たに増やすことなど)は 可能でしょうか。	将来的な用途変更等は可能ですが、実施前に市との協議・承認を要します。
4	平成30年1月に提出された、富岡小学校の建築基準法12条第一項による定期点 検調査報告書に記載のある「要是正」および「既存不適格」、またはその両方が 該当する項目に関し、既に改善の済んでいる項目があればご教示ください。	廃校が決定していたため、各項目への是正は行なっていません。
5	自然災害時(地震・台風・洪水など)に建物、設備、家財などの修繕が必要になった場合、責任負担は市と事業者のどちらでしょうか。	優先交渉権者と基本協定後に協議とします。
6	人的被害(放火・盗難・破壊など)により建物、設備、家財などの修繕が必要になった場合、責任負担は市と事業者のどちらでしょうか。	優先交渉権者と基本協定後に協議とします。
7	仮に、校舎の一部を利用しない(事業の用に供さない)提案内容とする場合、利用 しない部分の修繕や、利用しない部分における事故などに対する責任負担は市 と事業者のどちらでしょうか。	
8	仮に、教室など校舎の一部を転貸する場合、どのような条件であれば転貸可能でしょうか。(賃料条件や、必要な手続き、テナントの種類など)	転貸は可能ですが、当初の提案に無い場合は、転貸の可否と内容について、 それぞれ市との協議・承認を得てからとします。
9	富岡小学校の土地建物賃貸借契約の契約書の様式があればご教示ください。	契約書の様式は現在作成中です。基本協定を締結した事業者と内容の協議を予定しています。
10	契約期間終了後の原状回復は必須でしょうか。	原則、原状回復が必要です。ただし、契約期間終了前に、市との協議は可能です。

	質問	回答
11	富岡小学校の跡地活用に関して、地域住民の方がどのような活用を望まれているのか、またはそれが分かるような資料(アンケート結果など)があればご教示ください。	富岡小学校の統廃合に向けた準備委員会で、主な意見として以下の5点ほどが挙がりました。アンケートは実施していません。 ・地域の人だけでなく、広く人が集まれるような複合施設 ・出来れば、富岡小学校の形を残していただきたい ・地域包括センターや公民館など駐車場のある複合施設 ・地元のスポーツ団体がグラウンドや体育館を継続利用出来ると良い ・まちづくり協議会の活動拠点として利用出来ると良い
12	富岡小学校の周辺地域に関して、地域住民の方が、今後どのように発展していくことを望まれているのか、またはそれが分かる資料(アンケート結果など)があればご教示ください。	回答11の通りです。
13	いただけますでしょうか。 また、土地・建物賃貸借契約についても議会の議決が必要でしょうか。必要な場	貸付料とあわせて跡地活用の内容やスケジュールを市議会へ説明する必要があるため、議決時期は跡地活用のスケジュールが具体的になった後となります。 なお、土地・建物賃貸借契約については、議会の議決事項ではありません。
14	今後、本事業に関連するような補助金の獲得などは検討されていますでしょう か。	補助金については特に検討していません。
15	地区計画を提案するに当たっては事前相談が必要かと思いますが、事前相談は 契約締結前から可能でしょうか。	随時、事前相談は可能です。